

名古屋刑務所で

6か月の昼夜 単独室処遇

精神的苦痛に賠償を命ずる判決



弁護士

田原 裕之

名古屋刑務所に收容され

復させるための取組が必要

2018年9月6日、このよ

っていた受刑者(40代男性)が、

です。昼夜単独室処遇は、社

うな処遇は違法であると判

6か月余の間、昼夜間単独室
で処遇されました。運動、入

会性を失わせるので、受刑の
目的を阻害します。また、長

断し、国に損害賠償を命ずる
判決を下しました(国は控訴

浴時間以外は、約4畳の「単
独室」で過ごし、他の受刑者

期間、孤独で、閉塞感の強い
単独室に收容されるのは、人

間に耐えられないことで
せず確定)。2006年に監獄法が改

と交流する機会が奪われま
す。受刑者は罪を犯した処

間には耐えられないことで
す。この受刑者は「地獄だっ

遇が違法であると判断した
判決は、全国的にもこの判決

罰として刑務所に收容され
るのですが、社会に復帰し、

た」と裁判所で証言しまし
た。そして、精神的にも変調

が初めてと思われる。
この件は、他事務所の二人

再び犯罪を犯さないために
は、刑務所の中でも他の受刑

を来たし、釈放後精神科にも
通院するようになりました。

の弁護士の他、私(田原)が
担当しました。

者との交流など社会性を回

名古屋地方裁判所は、

担当しました。